

要注意！ 代表者家族への 給与の取扱い

一定額以上の役員給与における給与所得控除額の見直しが税制改正で確実視されています。一方でオーソドックスな問題として、同族会社の身内への給与の支払い問題も古くて新しい課題です。今回は厳しい対応で考えられる代表者家族への給与の取扱いを再考したいと思います。

(1) 取扱いの原則

代表者家族が役員の場合、役員報酬の取扱いは、同族法人以外の法人と同様です。一方家族従業員については次のような取扱いとなっています。すなわち、たとえ使用人であっても、同族会社の役員の親族など特定の使用人に対して支給する給与・賞与のうち不相当に高額な部分の金額については、損金不算入となっています。

(2) 給与の決め方のポイント

ポイントは給与の決定に際して、同族関係者

以外の役員報酬や従業員の職務内容等の差異をバランス良く加味することにあります。あくまでお手盛りでないことを合理的に説明できるようにしておくことが大切です。さらに非常勤役員の場合、その職務は「経営参画」にありますから、経営に参画しているという具体的な事実が説明できるようにしておくことが大切です。

(3) 役員報酬等が認められない例

◇遠隔地にいる高齢の父母や専業主婦に対して役員報酬や従業員給与を支給しても、これらの者が全く業務に従事していない場合は、全額が過大報酬等と認定されます。

◇新入社員の社長の長男に過大な報酬等を支給してしまうケースや家族従業員に対して高額な賞与を支給するケースは過大部分ありと認定される部分は損金不算入とされます。

(4) 留意事項

他の従業員とのバランス、職務内容と給与の支給のバランスがその根本的な留意点ですが、一般論としての国税庁発表（毎年9月頃）の民間給与実態統計調査結果は、参考となります。

ナマの税務相談室

Q 母は地代収入と年金のみで生活しているのですが、貸地が結構あるので、今日は相続税がらみの相談で参りました。

A 以前そんな話を伺いましたが、確か19戸位ありましたっけ？

Q そうなんです。父が死亡してあれよあれよという間に15年経ち、母も85歳になりました。自分の住んでいる宅地を除いて土地はすべて貸地です。先日、知人の紹介で税理士さんに相続税を試算して頂いたら1億円位になると聞いて仰天いたしました。

A ところで、納税準備資金としてどれ位ありますか。

Q それが2千万円前後なのです。相続税を払う財源としては大変不安です。

A 確定申告を見ますと所得が意外と少ないですね。相続税はご存知のように現金決済が原則ですが、資金的に無理な場合は延納制

相続税の支払い対策

度があります。延納期間は、相続財産の内に占める不動産の割合によって最高20年間まであります。しかし、延納期間中の利率が現在

2.1%ですから、立ち上がり延納税額が1億円とすると、年間210万円程度の利子と税金の元本の延納分を払わなければなりません。現在のままでは5年間位は大丈夫としても6年目位から元本が払えず大変なことになります。

Q 何か対策はありませんか。

A 大変難しいご質問ですね。要は現在のままでは、地代という決まった収入しかなく、それもみな延納利子税で消えるのみです。とにかく、相続財産に課税されるので底地を売却し、現金化して納税資金を増やすことです。同時に、国当局に物納による相続税支払いが可能かどうかを早めに相談することをお勧めいたします。

ナマの税務相談室